

# 定期報告の対象物件

国が政令で規定する建築物および特定行政庁が指定する建築物(下表参照)の所有者・管理者は、定期に専門技術をもつ資格者に調査・検査させて、その結果を特定行政庁に報告する旨が規定されています。  
(建築基準法第12条第1項・第3項)

## 定期報告を要する特定建築物・建築設備・防火設備

用途	特定建築物		建築設備※1		防火設備※2【H30年度から】	
	規模	報告の時期	規模	報告の時期	規模 (当該用途に供する部分が避難階のみの建築物を除く。)	報告の時期
A 学校・学校に付属する体育館	①3階以上の階で A>100㎡のもの ② A ≥ 2,000㎡のもの	3年に1回	対象外		対象外	
B 病院、診療所 (患者の収容施設を有しないものを除く。)又は就寝用途の児童福祉施設等※3 児童福祉施設等 (就寝用途の児童福祉施設等を除く。)	①3階以上の階で A>100㎡のもの ② A ≥ 300㎡のもの ③地階で A>100㎡のもの	2年に1回	500㎡を超えるもの または 3以上の階数を有するもの※4	毎年1回 *国土交通大臣が定める 検査の項目については 3年以内毎	①3階以上の階で A>100㎡のもの ② A ≥ 200㎡のもの(避難階のみの建築物も含む。) ③地階で A>100㎡のもの	毎年1回
	①3階以上の階で A>100㎡のもの ② A ≥ 300㎡のもの				対象外	
C 劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場は除く。)、公会堂又は集会場	①3階以上の階で A>100㎡のもの ② A ≥ 200㎡のもの ③劇場、映画館又は演芸場で主階が1階にないもの ④地階で A>100㎡のもの	毎年1回	500㎡を超えるもの または 3以上の階数を有するもの※4	毎年1回 *国土交通大臣が定める 検査の項目については 3年以内毎	①3階以上の階で A>100㎡のもの ②客席部分の A ≥ 200㎡のもの ③劇場、映画館又は演芸場で主階が1階にないもの ④地階で A>100㎡のもの	毎年1回
D 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)	①3階以上の階で A>100㎡のもの ② A ≥ 500㎡のもの ③地階で A>100㎡のもの	毎年1回 * A<1,000㎡は2年に1回			①3階以上の階で A>100㎡のもの ②2階部分 A ≥ 500㎡のもの ③ A ≥ 3,000㎡のもの ④地階で A>100㎡のもの	
E ホテル又は旅館	①3階以上の階で A>100㎡のもの ② A ≥ 300㎡のもの ③地階で A>100㎡のもの	3年に1回	対象外		①3階以上の階で A>100㎡のもの ②2階部分 A ≥ 300㎡のもの ③地階で A>100㎡のもの	毎年1回
F サービス付き高齢者向け住宅・認知症高齢者グループホーム・障害者グループホーム 上記以外の下宿、共同住宅又は寄宿舎(延べ面積が1,000㎡以上のものに限る。)	①3階以上の階で A>100㎡のもの ②2階部分 A ≥ 300㎡のもの ③地階で A>100㎡のもの 3階以上の階で A>100㎡のもの				①3階以上の階で A>100㎡のもの ② A ≥ 200㎡のもの(避難階のみの建築物も含む。) ③地階で A>100㎡のもの	
G 博物館・美術館・図書館・ポーリング場・水泳場・体育館(学校に付属するものを除く。)	①3階以上の階で A>100㎡のもの ② A ≥ 2,000㎡のもの	3年に1回	500㎡を超えるもの または3以上の階数を有するもの※4 (ポーリング場・体育館・水泳場を除く。)	毎年1回 *同上	①3階以上の階で A>100㎡のもの ② A ≥ 2,000㎡のもの	毎年1回
H 事務所その他これに類するもの(階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る。)	3階以上の階で A>100㎡のもの				対象外	
エレベーター(かごが住戸内のみを昇降するものおよび労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するものを除く。) ・エスカレーター				毎年1回		
小荷物専用昇降機(昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より50cm未満のもの)【平成30年度から】				毎年1回	【注意】 ・Aは当該用途に供する部分の床面積の合計とする。 ・規模欄で①②…とあるのは、それぞれどれかに該当すれば対象となる。	
建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げる工作物(観光用エレベーター、遊技施設)				毎年1回		

※1 建築設備…換気設備・排煙設備・非常用の照明装置

※2 防火設備…防火設備のうち随時閉鎖又は作動をできるもの(外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。)

※3 就寝用途の児童福祉施設等…助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター等)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽養老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る)

※4 例えば、地下1階、地上2階建ての建築物の場合、3以上の階数を有するものとなります。

### 報告の時期 (特定建築物・建築設備・防火設備)

当該年の4月1日から  
12月25日まで

### 報告すべき内容

- ・特定建築物 建築物の敷地・構造及び建築設備に関する事項
- ・建築設備 換気設備・排煙設備・非常用の照明装置に関する事項
- ・防火設備(H30年度から報告開始) 防火扉、防火シャッター等に関する事項

### 初回免除

定期報告対象であっても、建築確認の完了検査済証(更地においての新築)の交付を受けていれば、初回の報告は免除され、2回目の報告年度から対象となります。  
※ただし、更地においての新築以外で建築確認の完了検査済証の交付を受けた場合やご不明な点は、センターへご相談ください。